		日	号外	ページ
九五	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件	三一		六
九六	日本薬局方の全部を改正する件の一部を改正する件	三一		七
九七	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件	三一	65	一三
九八	平成二十三年度雇用施策実施方針の策定に関する指針	三一	65	一七
九九	消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件	三一	65	一八
一〇〇	健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件	三一	65	一九
一〇一	薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件	三一	65	一九
一〇二	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件	三一	65	一九
一〇三	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成二十三年度の単位掛金額を定める件	三一	65	一九
一〇四	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十二第一項第一号等の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件	三一	65	一九
一〇五	使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	三一	65	一九
一〇六	公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件	三一	65	一九
一〇七	生活保護法による保護の基準の一部を改正する件	三一	65	一九
一〇八	厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件	三一	特21	七〇
一〇九	施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務	三一	特21	七二
一一〇	都道府県労働局長が行う補助金等の交付に関する事務を定める件	三一	特21	七三
一一一	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件の一部を改正する件	三一	特22	一〇四

○厚生労働省、経済産業省、環境省

一	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を第二種監視化学物質として指定した件	二二	56	一九
二	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定した件	二二	56	二一
三	指定化学物質又は第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称の一部を改正する件	三一	65	一九
四	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第三号に該当するものであると判定した新規化学物質の名称の一部を改正する件	三一	65	一九
五	新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験	三一	65	一九
六	PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項	三一	65	一九

○農林水産省

四八七	租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件	一	四	一
四八八	農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件	一	四	一
四八九	出願公表後に名称変更がなされた件	一	四	一
四九〇	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件	一	四	一
四九一	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件	一	五	一
四九二	収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件の一部を改正する件	二	六	一